#### 産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会 令和6年 開催状況 (経済部資源エネルギー局資源エネルギー課)

旨

開催年月日 令和6年2月7日

質 問 者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

弁

弁 者 経済部長、資源エネルギー局長、

資源エネルギー課長、エネルギー政策担当課長 要

남

# 高レベル放射性廃棄物等について

# (一) 説明会の開催について

1 説明会の要望について

#### (高橋委員)

道は、NUMOによる文献調査報告会を全道はもち ろんですけれども、全国各地でも行うよう要請しましのところ、道に対しまして、道内の市町村から、文献 た。今年1月の委員会での質問以降、説明会の要望は あったのかお聞きします。

#### 2 説明会に係る手続きについて

# (高橋委員)

説明会を要望すると、そこで受け入れが少し薄く見 えてくるかもしれないという心配事があるかなという|すが、最終処分法施行規則におきまして、NUMOは、 ふうに思っておりますけれども、説明会を開くとすれ |概要調査地区を選定しようとするときは、文献調査の ば当然のことながら、寿都、神恵内、両自治体は行え るだろうと思っておりますけれども、それをNUMO がアリバイとするべきではないというふうに思うわけ でございまして、NUMOがこのまま説明会を開かな 開催しなければならない旨、規定されていると承知し いとされた場合、法令に基づく手続きを行うことが出しております。 来ないことになりますけれども、道の見解についてお 聞きします。

# 3 説明会の位置づけについて (高橋委員)

施行規則にありますけれども、例えば、何回開かな ければ駄目だとか、全くそういったことはないわけで、 先ほど言ったように、寿都、神恵内2か所開いたら、 開いたということにイコールになるというふうに思っ|在地や概況、調査の項目や手法、結果、対象地区の評 てるんですね。しかし、知事はそうではなくて全道で | 価及びその理由などを記載した報告書を作成しなけれ やっていただきたいし、さらには全国でもやっていた | ばならないと定められており、その報告書の記載事項 ただきたい、そういう要請をしている。ある意味、知|を周知させるための説明会を開催しなければならない 事がそのことをNUMOにお願いをしているというこ とは、そういうことをNUMOはきっちり受け止めて、 そういう説明会を積極的に開いていくということにしてに移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏 ていかなければいけないだろうと思ってます。それを まえまして、現時点で反対の意見を述べる考えでござ 要望するかはどうかはまた別としてですね。各自治体 いまして、その表明にあたりましては、道議会の御議 が。

るかもしれませんけれども、この報告会というのは、 これはNUMOに課せられたものであって、NUMO が主体的に行うものであって、道がそこに関わるとい うことは全くないというふうに私は思ってるわけで

### (エネルギー政策担当課長)

説明会に関する要望についてでございますが、現在 調査報告書の説明会の開催に関する要望はないもの の、先月末、道内の団体から、説明会の公告期間と開 催場所につきまして要請がございました。

また、NUMOに確認しましたところ、本年1月の 本委員会開催以降、説明会に関する要望はないとのこ とでございます。

# (エネルギー政策担当課長)

文献調査報告書に関する説明会についてでございま 結果に関する報告書を作成しなければならず、また、 その報告書の縦覧期間内に、関係都道府県内におきま して、報告書の記載事項を周知させるための説明会を

このため、道といたしましては、現在、寿都町と神 恵内村で実施されております文献調査につきまして、 NUMOが、その結果に関する報告書を作成した際に は、説明会が開催されるものと考えております。

# (エネルギー政策担当課長)

概要調査についてでございますが、法令におきまし て、NUMOは、概要調査地区を選定しようとすると きは、実施した文献調査に関しまして、対象地区の所 とされているものと承知しております。

道といたしましては、文献調査終了後、仮に概要調 論はもとより、さまざまな機会を通じて把握いたしま それで、これはいろいろお考えがあるし、誤解もあした市町村や道民の皆様の御意見も踏まえ、適切に対 応してまいります。

す。したがって、この文献調査は、報告会を行ったこ とが、ある程度、その次の概要調査にいく前提という のは単純にNUMOの話であって、道の話ではないと いうふうに思っておりますが、概要調査の移行につい て、改めて道の考え方をお聞きしたいと思います。

# 3-再 説明会の位置づけについて (高橋委員)

これは同じく規則に書いてあるんですけれども、報 はいつ頃になるのか、NUMOから道に対して。また、以上でございます。 道内への縦覧はいつ頃から始まるのか、お聞きをした いというふうに思います。

また、道の広報誌に掲載するかどうかもお聞きをし ます。併せて、道内地方紙の掲載は行うのかもお聞き をします。

# 3-再々 説明会の位置づけについて (高橋委員)

適切に対応すると言ってはおりますが、NUMOの 文献調査は2年間、すでに3年過ぎている状況です。 ですから適切な時期はもう済んでるのではないかなと 思います。なぜ報告書を出してこないのかということ は、道の方からも追求するべきではないかなと思いま す。このままだらだらだらだらしていくと、いつまで も文献調査の報告がなされないでいってしまうという ことになってくれば、ずっとこの問題を引きずってい くと思います。いずれにしても知事は、一定程度の判 断をされているわけでございますから、きちんと報告 を早めに出して貰うということが大事ではないかなと いうふうに私は感じております。

お聞きをしたのは、日程が詰まっていないのは分か りました。早くしてください。

それと道の広報誌にこの公告を掲載するのか、日刊 紙に掲載するのかということは当然のことながら考え られると思いますがいかがですか。

# (高橋委員)

これもちゃんと規則に載っているわけですから、そ うしなければいけないとなっているわけですから、適 切にということは、これからはちゃんときちんと、新 聞に挟んでくる道の広報誌、さらには一番にまいてい るのは道新かもしれませんけれども、それ以外にも他 にも地方紙がありますから、それらにこの公告を載せ るということだということで受け止めさせていただき ます。

# (二) 判断について

#### (高橋委員)

知事は、これまで概要調査に移行する場合、政府へ の知事の意見として「道の条例制定の趣旨を踏まえて」が、道では、これまで、道の条例やそれを踏まえた道 現時点では反対の意見を述べる考えで、その場合、道□の考え方などを市町村向け施策説明会やセミナーで説 議会での議論はもとより、様々な機会を通じて把握し|明し、理解を求めましたほか、市町村議会の決議や意 た市町村や道民の皆様の意見も踏まえ、適切に対応す 見書、道民の皆様から寄せられた要請などを通じまし る」と答えられています。

#### (資源エネルギー局長)

公告縦覧等々、文献調査に関わる今後のスケジュー 告書及び要約書を公告の日から起算して 30 日以上縦 ルにつきましては、今後、国とNUMOの動向を踏ま 覧に供さなければならない。道に対する報告書の提出│えまして、適切に対応して参ろうと考えてございます。

# (資源エネルギー局長)

そちらも含めまして、今後適切に対応してまいりた いというふうな考えでございます。

# (エネルギー政策担当課長)

市町村や道民の皆様のご意見についてでございます て、ご意見を把握しているところでございます。

弁

それでは、担当部として、これまで既に把握してい る市町村や道民の意見をどのように受け止めているの|設しないことを求めるご意見のほか、道の条例の遵守 かお聞きします。

# (三) 処分方法について

# (高橋委員)

2001年から始まった幌延での調査、その調査時点で なく、今後10万年にわたって安定していると評価され 実施するものとされております。 る地層が広く存在していることが明らかだ。」として おり、人工バリアーについては、放射性廃棄物をガラ バーバック=金属製の容器」に入れ、地下水に触れな 研究開発を目的として、平成 13 年 3 月より進められて いようにして、ベントナイトを主成分とする粘土を緩しおり、道としては、原子力機構は、現在もこうした国 衝材として、地下300メートルより深い岩盤の上に貯 の方針に沿って、人工バリアの品質確認などの実証実 蔵することになっています。この人工バリアーの技術を実際の地質環境における適用性確認など、地層処 います。

# (三) - 再 処分方法について

#### (高橋委員)

ということは、今現在調査研究中のやつを、2000年 から始まった幌延の、幌延における調査研究の当初計 幌延深地層研究計画は、国の基本方針に則り、高レベ 画と変わっていないということですね。したがって、 ガラス固化体、それからオーバーバック、ベントナイ 研究及び地層処分研究開発を目的として、進められて ト、そういうのでもって固めたやつを地下に置くとい おり、道としては、現在も国の方針に沿って、人工バ う、これは当初から変わっていないので、技術の進化 リアの品質確認などの実証試験や実際の地質環境にお はまったくないわけですね。今行われているのは、模ける適用性確認など地層処分技術の信頼性の向上に関 擬固化体を入れているのですね。熱を持った固化体を する技術開発等に取り組んでいるものと認識をしてお 同じようにして地下に置いていて、そうして地下水のります。 浸出、さらには地下という環境の中でどのような変化 がされてくるのかということを調査研究している、そ ういう段階なんだろうなというふうに思っています。 したがって、この地層の埋設のための調査研究につい ては、そのキャニスターも含めて、当時と変化はない ということで受け止めておきます。

大きな変化が何かあったんですか、お知らせくださ い。

### (高橋委員)

結果的には途上なんですよ、途上、研究の途上。し たがって、確立した処分方法ではないということです ね。この高レベル放射性廃棄物を埋め立てているとこ ろは、私あまりよくわからないですけれども。オンカ 口でさえですね、再処理したものを埋めているわけじ やないんですね。ですから日本の場合は最終処分をや っていこうということなので、例がないことをやって いく、それも今研究の途中であって、技術的には何も 変化のないということの中で進められているというこ

その内容といたしましては、道内に最終処分場を建 や冷静な議論を求めるご意見などが寄せられているも のと認識しております。

# (資源エネルギー課長)

処分方法についてでございますが、平成12年10月 地下埋設の計画は「天然バリアーと人工バリアー」を に策定された国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関 合わせる「地層処分」です。これが最適な処分方法で┃する基本方針」におきまして、最終処分は、特定放射 ある。」ということで、これはある意味、世界的にそ|性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁 ういう方向性で進んでいるかなと思いますし、日本も Dと、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたっ そういうことを目指しているということだと思いま て固定する天然の働きを備えた地層とを組み合わせる す。今の原子力研究開発機構は天然バリアーについて ことによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離 ですね、「日本には火山や地震、断層活動の影響が少し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により

また、幌延深地層研究計画は、国の基本方針に則り、 原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物を スに固めて閉じ込める「ガラス固化体」にして「オー 安全に地層処分するため、地層科学研究及び地層処分 に変化があったのかをお聞きをしたいというふうに思 分技術の信頼性の向上に関する技術開発等に取り組ん でいるものと認識をしております。

# (資源エネルギー課長)

処分方法についての重ねての質問でございますが、 ル放射性廃棄物を安全に地層処分するため、地層科学

とを確認させていただきました。あたかもこの 20 年の 間に技術はすばらしい進展をして、安全性はより高ま ったというふうに思われている方もいらっしゃるよう でございますけれども、そうではないんだということ を今確認させていただきました。

# (四) 科学的特性マップについて

#### (高橋委員)

政府はですね、天然バリアについて、今度は天然バ リアです。「全国に 10 万年にわたって安定している地 9 年に、国が公表した科学的特性マップは、地域の火 層に広く分布している」としてですね、新たに「科学|山活動や断層活動などといった地層処分を行う上で好 的特性マップ」を作成いたしました。それによると、 能登半島では、珠洲市のごく一部を除いた全てが安定 している地層ということで示されておりますし、今回地図の形で示したものと承知しております。 の震災を受けて、ほとんどの所がですね、この特性マ ップって本当はどうなのかということを、少しクエス れの地域が処分場所としてふさわしい科学的特性を有 チョンに思い始めたのではないかなと思っております するかどうかを確定的に示すものではないものと認識 けれども、今回の震災を受けて、科学的特性マップへしております。 の道の感想をお聞きします。

# (高橋委員)

そのとおりなんです。国がやっているのは単純に客 観的に見ただけで、具体的にどうということではない。 要は、広く全国に、地下埋設をするところをですね、 沢山のところに手を挙げていただきたいという切なる 思いから、特性マップを作っていったんだろうと思う わけでして、安全性に直結しているものでも、なんで もないということでございます。まさしく今回の地震 が起きたことによって、天然バリア、これについては 信頼性が少し薄まってきているなと思います。もっと 言うと10万年もの間、安定した地盤を確保できるとこ ろは、日本国中にはないという専門家の見解でありま すから、日本国中に埋めてしまうという場所はないと 考えたほうがよいと思っております。しかし、残念な がら国の方はそう言ってしまうと行き場所がなくなっ てしまうから、特性マップでも作って、少し手を挙げ てくれる所が増えてくれば良いなと思っているようで すが、残念ながら、いまのところは手を挙げてくれる ところがないことになるわけです。

# (五) 有効な地層について

# (高橋委員)

1984年、当時の「原子力委員会放射性廃棄物対策専 門部会」において、ここで中間報告がなされました。 ございます。

2段階として「処分予定地の選定」、第3段階として 「模擬固化体による処分技術の実証」、第4段階として 「実・固化体処分」という内容が示されております。 は終了しているということになってしまっています。 層、いわゆる岩体、岩ですね、岩体の調査を行って、 地層処分の研究対象となりうる「可能性がある地層」

# (エネルギー政策担当課長)

科学的特性マップについてでございますが、平成2 ましくない科学的特性を、既存の全国データに基づき、 一定の要件・基準に従いまして客観的に整理し、全国

道といたしましては、科学的特性マップは、それぞ

# (資源エネルギー課長)

中間報告についてでございますが、原子力機構によ れば、中間報告における「未固結岩等の明らかに適正 その中間報告は「4段階研究開発方針」というもので|に劣るものは別として、岩石の種類を特定することな くむしろ広く考え得るものである」、「岩石の種類を その中で、第1段階として「有効な地層の選定」、第一特定するのではなく、むしろその地質条件に対応して 必要な人工バリアを設計することにより、地層処分シ ステムとしての安全性を確保できる見通しが得られ た」との地層処分に係る「有効な地層」についての考 この発表時点ではすでに第1段階の有効な地層の選定 | え方は、現在も変わりないとしており、道としては、 「科学的特性マップ」において「好ましくない範囲の これを作った段階で一番大事なことを飛ばしてしまっ┃要件・基準」として「軟弱な地盤」との要件が盛り込 ているということなんですね。第1段階の内容は、地 まれるなど、こうした考え方が継続されていると認識 をしております。

質問要旨 答弁要旨

を抽出するとともに、地層の特性の調査研究、人工バリアーの研究等を行い、これらの成果を踏まえて我が国における「有効な地層」を選定するというふうになっています。84年の段階ではですね、これまでの研究で、いわゆる84年以前のものですね、84年以前の「これまでの研究で、我が国における『有効な地層』」としては、未固結岩等の明らかに適正に劣るものは別として、岩石の種類を特定すること無くむしろ広く考え得るものであることが明らかになった」と結論づけています。

つまり、砂のように未だ固まっていない岩石以外で あれば、これはどこでもいいよと。岩石を特定するこ とはない、どこも「有効な地層」だと広く考えても良 いというふうな結論を出してですね。この時の第1段 階を飛ばしてしまったんですね。そして即、第2段階 に入って、今、土地の選定に入っているんです。一方 では並行的に第3段階を、先ほど幌延の方でもお話し させていただきましたけれども、今実験を行っており ます。模擬固化体をそこに置いて実験を行っている。 模擬固化体ですから、熱を発するものの上に、さらに は先ほど言ったようなことで固めていったものを置い ていて、どういう変化があるかとか。1段を飛ばし、 即2段に入っていって、3段を並行的にやっていって いるのはNUMOのやり方だというふうに思うわけで ございます。今回のような地震が起きた段階で、あそ こにも同じく最終処分場があったとすれば、これはま た想定外だというふうに逃げられるかもしれませんけ れども、大変なことになってしまうということなんだ ろうなというふうに思っております。

国で言っている、砂のように未だ固まっていない岩石など、広く適性に劣るものを別にすれば、岩石を特定することなく「有効な地層」だと広く考えてもよいとしておりますけれども、この判断について、道の見解をお聞きいたします。

# (高橋委員)

まさしくこれは、道も国の考え方に追随をしている ということでしかないですね、今のお答えは。これは、 国はそうは言っているけれども、まだまだ課題はある んではないかとか、解決しなければならない問題があ るとか、そういうようなことで道は感じているという のであれば、ある程度わかりますけれども、全く国の 言う通りのことを、踏襲をしているということでござ います。

今回も先ほど申し上げました、能登半島のほぼ全てのところが有効だというふうに言われている。その最終処分場を造るのに有効な場所だというふうに言われているんですよね。しかし、あのような想定外のことが起きてきた。自然はいつも想定外ですから、想定外のことを、当然のことながらプランB、プランCとして考えていかなければならないというふうに思っております。

今、道の方も国の方と同じような形で考えているようでございますけれども、北海道も結構多くこの特性マップで、グリーンにされているところがあるわけです。北海道は火山が多かったりとかといったことがあ

りますから、内陸部を中心として適正ではないところ があるわけでございますけれども、それ以外のところ は割と多めに有効であると、こういうのを造ってもい いということになっているわけでございます。しかし これは、先ほどお話ししたように第1段階を飛ばして しまっているということからすると、かなり安全が確 保できるということが疑問だということを思っており ます。そして、そういうところにまで原発の最終処分 場を、原発の燃料の最終処分場を持っていこうという ことを、これを一つ考えても、原発政策は破綻してい るということになるんだろうなというふうに思うわけ でございます。これは道としてもきちんと認識するこ とを申し添えてまいりたいというふうに思うわけでご ざいます。

#### (六) 各調査の必要性について <欠>

# (七)新知見について

#### (高橋委員)

今回の能登半島地震は、これまで、活断層とされて 家の一致した見解です。

すなわち自然は人知を越えたものであって、想定外 のことは全て想定に入れておかなければならないといしたところでございます。 うことを私たちに知らしめたということになります。

員会によって審査が行われている志賀原発内部に起き かつ継続的に評価・反映する」としているとともに、 たさまざまな事象も全て想定外だったわけでありま|特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針におき す。ご存じのとおりです。変圧器の油が2万リットル|ましては、「科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検 も漏れたり、冷却水も外部に漏れていったり、外部電 源が使えなくなってしまったりということは、これは年能登半島地震に関する知見につきましても、国にお 全部想定外だといっていますけれども、志賀原発はこ1いて、適切に対応されるものと考えてございます。 の発表を、どんどんどんどん、内部で隠して遅くして いったと。体質は何も変わっていないんです。東京電 力のあの事故以来、何も体質は変わっていない。それ は常に、電力会社全てがそうなんだろうと思っても、 これはその通りなんだろうと思うわけでございます。

それで、原発敷地内とその周辺の断層、そしてそれ が連動して起きた今回の地震、これらを含めて、さら には、志賀原発内に起きた様々な事象について、これ は新しい知見がここで出てきたんだろうと思うわけで ございます。

規制委員会は当然のことながら、新しい知見を踏ま えて審査をしていくということになるわけでございま すし、多くの国民は今回の能登半島地震で起きた内容 を新しい知見に組み入れるべきだというふうに考えて いる訳です。この問題について道はどのようにお考え なのかをお聞きしたいと思います。

#### (七) 一再 新知見について

#### (高橋委員)

これも国に追随しているだけで、岸田総理がそのよ うに言っているから多分大丈夫なんだろう、適切に対|国知事会とはこれまでも、原発をはじめとした原子力 応されるんだろうというふうにお答えですけれども、 残念ながら最近の岸田首相の言っていること、さらに┃ってございますので、引き続き連携して取り組んでま は、これを適切に対応するということに対応されたもいりたいと考えてございます。

# (資源エネルギー局長)

地層処分技術についてでございますが、先月14日 いなかった断層が連動して起きたものというのが専門の記者会見で総理は、規制委員会による志賀原発の審 査に、今般の地震による知見を追加的に考慮して厳正 に審査が行われていくものと承知していると発言され

国は、エネルギー基本計画におきまして、「地層処 - 原発敷地内とその周辺の断層、そして、今、規制委|分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的 討を経て、地層処分する」としておりまして、令和6

#### (資源エネルギー局長)

知事会との連携に関するお尋ねかと存じますが、全 施設に関する安全性等々につきまして、国に要望を行

のはないというふうに、残念ながら思ってしまう訳で

ですから本来であれば、原発立地県の知事会がある わけで、原発立地県の知事会がきちんと会合を開いて、 政府に向かって、今度の地震によって起きた様々な想 定外のことを新しい知見に盛り込んで、今ある原発の 審査についても、改めてそのことを加えてやっていく ということを申し入れていくというのは原発立地県知 事会の役割ではないのですか。

道がそのことに非常に消極的になっているというこ とであれば、これは、できるのは知事会、さらにはそ れを支える行政なんです。行政が道民の安全・安心の ことを考えなければ誰が考えてくれるんですか。

さまざまな問題を抱えた今回のことでございますけ れども、さらには、以前から同じような懸念を私たち は常に背負っている訳です。それに対して及び腰では あってはならないと思います。

再度お聞きをしたいと思います。

#### (高橋委員)

今までと同様のことをしてどうするの。今まで、能 登半島地震以前のことと同じようなことをしてどうす るんですか。犠牲者が出て大変な状況になっている。 今も水道も止まっている方々も非常に多い。被災地の 中では。そしてこれは下手をすると、志賀原発との複 合災害が起きたかも知れない。かも知れないというの は想定外のことだから言うなと言っていますけれど も、そういうことではない。最大限のことを考えてい かなければならない。

仮に、今回の地震で志賀原発が、同じように外部電 源が来なくなってしまって、炉心溶融が始まったらど うするのかということも踏まえながら、さらにあそこ は細い道路ですから、国道も限られている、その場合 どういうふうに避難をさせていくのか、津波は来る、 海岸線は上がった、船では難しい、ではヘリコプター をどうしていくのか、ということだとか、様々なこと を次から次へと、最悪のことを想定して考えていかな ければならない。

今、泊の方、避難計画も含めてそういうことをやっ ているのではないのですか、これは改めて第一回定例 会の時に、どうなっているのかということはお聞きし なければならないというふうに思っておりますけれど も、原発立地県の知事及びその行政が、今まで同様に 知事会にもの申していきますというだけで、今回のも のを流してしまう、それはいけないでしょう。

あなたがもし答えられないのであれば、予算特別委 員会、代表質問、一般質問で知事にお聞きをしなけれ ばならないかなということになるわけでございます。

#### (八)深地層処分について

#### (高橋委員)

最後になりますけれども、日本における高レベル放 射性廃棄物の深地層処分方法は全てにおいて確立され|現時点において最も有望であるという国際認識の下、 ているというふうにお考えなのかお聞きします。

#### (経済部長)

地層処分についてでありますが、国は、地層処分が 我が国としても、科学的知見の蓄積を踏まえた継続的 な検討を経て、特定放射性廃棄物について、地層処分 することとしたものと承知しております。

近	月月	亜	≌	ケ	<del>1</del> 2	亜	≌
貝	p	安	日	合	<del>기'</del>	安	百

また、国では、地層処分技術について、「信頼性の高い技術基盤の整備を進めて、着実に地層処分を実現できる技術を確立していく」としており、道といたしましては、引き続き、国の政策動向を注視してまいります。

#### (高橋委員)

これ以上、部長にはお聞きをすることにはならない かなと私は思いますけれども、先ほどからお話しして ますように、いま、現在、進行中なんです。調査研究 をやっている最中なんです。これは24年数ヶ月、調査 研究が、ですから、確立はされていない。その確立を されていない地層処分は、ご存じのとおり釈迦に説法 ですが、天然バリアと人工バリア、この2つが大きな 要素なんですよ。天然バリアはどこでもいい、砂地で なければどこでもいい。人工バリアはどうなっている のか、人工バリアは20年前から同じことです。それで 今、仮の答えを、どんな反応を示すかな、見ているだ けなんですね。地下水が浸出するのかどうか、気圧は どうなんだ、さまざまなことがあるということを調査 研究をしている段階です。ですから、これで安全だと いうことを確立されているものではない。ただ、少な くてもいままでのさまざまなことよりもこれがよりべ ターだろうということだろうと思います。そして、岩 盤が動かないことが第一条件であるからこそ、フィン ランドのオンカロでは、岩盤をくり貫いて、そこに埋 めたんです。それも、高レベル放射性廃棄物ではなく て、再処理したものではなくて、通常の原子力発電所 で使った廃棄物をそこに入れているということになる わけです。ですから、日本も始めたんですよ。再処理 も行うこともできないで、もう破綻もしているのでは ないかと言われて、さらに、そのことを認めていない で、高レベル放射性廃棄物の研究を進めている。何の 意味があるのか、私はよく分からない。そういう状況 の中で、今、国もそう言っているし、皆さん達も国が 言っているからそれで良いだろうとなっているのであ れば、原発立地県の要請として、いかがなものかとい うふうに思います。

皆さんのお仕事は、道民の皆さんの安全・安心を守ることなんです。それが行政の第一義的な責務なんですよ。それを忘れてもらっては困る。そのことを第一義的に考えて行政を進めていただきたいということをお願いして、終わります。